

令和 7 年 2 月 26 日

見附市議会議員 様

見附市議会議員 信賀 陽子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【 1 】 見附市の水防計画について

答弁を求める者 市長

現在、見附市には「令和 7 年度 水防計画」があります。

計画は第 1 章総則から始まり第 13 章第 42 条まで、水防区、水防組織、任務、連絡や通報の取り決め、水防倉庫の備蓄資材や水防備品についてなどが細かく定められています。

計画の資料として 12 の別表があり、水防員の配備計画、体制表、水防倉庫管理人名簿、備蓄資材や器具の現有一覧表などが詳しく記され、見附市の水防は計画の上では整っています。

しかしながら、この水防計画について「水防区の支部長に課せられる役割が重く現実的でない。計画の実現性は低いのではないか。」という疑問の声が市民の方からありました。声を受け調べたところ、確かにそのように思われる内容も見受けられ、見直しが必要と思われます。

例えば、市内 12 カ所の水防区の各支部長には主に各地域の区長が概ね 1 年交代の持ち回りで従事していますが、選任方法や従事期間からしても水防に対する専門知識や経験を十分に備えているとは言えないにも関わらず、災害の段階によっては市長と同等の命を支部内で出すことや、水防区内の河川監視と警戒、異常を認めた時には応急措置を講じることなどが水防計画の中で求められており、確かにその責務は大変重いものとなっています。

また、計画の中では関係消防団員及び各水防区内の居住者が水防員に位置付けられています。「水防員は支部長の命を受け、水防に従事する」とあり、これは地域住民が水防員として発災時に水防に加わることを意味しています。

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ



しかし、見附市地域防災計画（風水害等対策編）の第3章第9節1の（1）に市民の責務として、「豪雨、防風、災害発生が予測される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。」と記されているように、避難行動は責務であり、地域住民は発災時に水防員として水防に従事するよりも避難行動を優先することの方が、一般的かつ常識的で自然なことだと考えます。

私自身も右岸区域第5水防区の住民ですので第5区水防員ということになるのですが、水防計画を読むまでその認識はありませんでしたし、地域の防災訓練で避難の訓練は経験しましたが水防活動については経験していないこともあり、発災時の行動は避難のみをイメージして来ました。

このように水防計画には現実の市民生活からやや乖離し実行性が低いと思われる決め事が存在していると言えます。

これについて担当課に問い合わせたところ、「次年度以降に水防計画を見直す考えがある」とのことでした。

水防計画を見直す必要性を市では既に認識されていることが分かり、その点では安心しましたが、今後の新しい計画がどうあるべきかを議論すること、そしてなぜせっかくの水防計画が現在のような実行性が低い状態にあるのか原因を整理しておくことは、今後の見附市のために必要と考えました。

以上の観点により質問いたします。

1 計画の在り方と経緯について

- (1) 令和 7 年度水防計画は、市民に向けて公開されていますか。
- (2) 令和 7 年度水防計画は改定を重ねていますが、計画が最初に作成されたのは何年前ですか。この計画はいつ、誰が、何を参考にして作成されたものかがいます。
- (3) 見附市の水防計画に対し、市にも市民の方から意見が寄せられていますか。寄せられている場合、具体的にはどのような意見ですか。

2 水防区の活動について

- (1) 市では、防災訓練等で水防区の支部長の命で水防を行う訓練を実施されていますか。実施されている場合、直近の実施日、実施の頻度をうかがいます。
- (2) 市では、水防区の地域住民が水防員として水防にあたる訓練を実施されていますか。実施されている場合、直近の実施日、実施の頻度をうかがいます。
- (3) 水防計画のための水防会議は 1 年に何回行われますか。行われる際、通常どのくらいの時間を要するものかがいます。

3 水防倉庫について

- (1) 水防倉庫の水防備蓄資材および器具の品目は、いつ、誰が、どのようにして決めたものですか。
- (2) 水防倉庫の水防備蓄資材および器具の品目の改定をしたことはありますか。ある場合、どのような経緯でされたのかがいます。
- (3) 水防倉庫の建物、水防備蓄資材および器具を、市ではどのくらいの頻度で現地に赴いて確認していますか。

4 水防計画の見直しについて

- (1) 市としても水防計画の見直しの検討を始めているとお聞きしていますが、見直しの必要性を認識されたのはいつ頃ですか。
- (2) 水防計画を見直し、新しい計画を作成する場合、誰がどのように作成するのか伺います。
- (3) 水防計画においては、関係消防団員及び各水防区内の居住者が水

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

防員であり、「水防員は支部長の命を受け、水防に従事する」とあります。

また、見附市地域防災計画（風水害等対策編）の第 1 章第 2 節 2 の（6）においては、市民（市民・企業等）の責務として、『『自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。』ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である、市民は発災時には自らの命の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。』とあります。

第 3 章第 9 節 1 の（1）には、市民の責務として「豪雨、防風、災害発生が予測される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。」とあります。

計画上では市民は避難行動と防災活動の二つが求められていますが、市では市民の避難行動と防災活動のどちらに重きを置いていますか。